りゅうせき都市ガスの供給条件における重要事項

下記の事項を必ずお読みいただいたうえで、お申し込みください。

1.供給契約のお申し込み

(1)お客さまが新たにガスの供給契約を希望される場合は、あらかじめガスの小売り供給約款等を承諾のうえ、株式会社りゅうせき(以下、りゅうせき)指定の書式にてお申し込みをいただきます。ただし、軽易なものについては、口頭、電話等によるお申し込みを受け付けることがあります。

(2)お客さまは、ガスの供給契約のお申し込みについて、次の事項を承諾のうえ、お申し込みをしていただきます。なお、りゅうせきが必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。

・託送約款等に定める需要家等に関する事項を遵守すること。

・りゅうせきが、供給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般ガス事業者が託送供給のために必要とする事項について、当該一般ガス導管事業者に提供すること。

・りゅうせきが、ガス事業法令に定める直近の消費機器調査の結果（供給開始時において開栓を伴わない場合に限ります。）など、供給契約の締結に必要な事項について、当該一般ガス事業者から提供を受けること。

2.加入要件、契約の成立、契約期間

(1)りゅうせき都市ガスは、りゅうせきがりゅうせきの定める方式により、月々の料金を継続して請求できるお客さまにご加入いただけます。

(2)供給契約は、お客さまからのお申し込みをりゅうせきまたはりゅうせきの委託業者、代理店が承諾したときに成立いたします。

(3)契約期間は供給契約が成立した日から、お客さままたはりゅうせきが契約を解約する日までといたします。

(4)お申し込みにともなう不利益事項

契約先を、他社からりゅうせきへ変更するにあたり、下記のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。

・現在のガス供給契約を解約すると、現在お客さまがご契約されている会社の料金プランで再度ご契約することができなくなる可能性があります。

・現在のガス供給契約を解約することにより、現在お客さまがご契約されている会社から、解約違約金等を請求される可能性があります。

・現在のガス供給契約において、ポイント等の特典がある場合には解約にともない当該特典が失効する可能性があります。

・現在のガス供給契約において、附帯サービス等をご契約されている場合には、解約にともない当該附帯サービス等が消滅する可能性があります。

・現在のガス供給契約において、継続利用期間に応じた割引を受けている場合には、解約にともない、継続利用期間が消滅する可能性があります。

・現在のガス供給契約を解約することで解約までの契約期間中におけるガスの使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる可能性があります。

3.料金表

(1)「がんばLOWプラン(一般ガス)」　（税込）

料金表	料金表A	料金表B	料金表C	料金表D
1カ月のガスご使用量	0㎥を超え15㎥まで	15㎥を超え25㎥まで	25㎥を超え215㎥まで	215㎥を超える場合
基本料金 (1月および1契約につき)	417.00円	700.00円	720.00円	6,320.00円
従量料金 (1㎥につき)	224.44円	203.44円	200.15円	173.77円

(2)「がんばLOWプラン(省エネ)」　（税込）

料金表	料金表A	料金表B	料金表C	料金表D	料金表E
１カ月のガスご使用量	0㎥を超え8㎥まで	8㎥を超え14㎥まで	14㎥を超え20㎥まで	20㎥を超え27㎥まで	27㎥を超える場合
基本料金（1月および1契約につき）	417.00円	417.00円	440.00円	440.00円	440.00円
従量料金（1㎥につき）	222.91円	221.16円	213.46円	204.64円	198.00円

4.請求金額の計算方法等

(1)請求金額等のご案内

月々の料金、使用量、その他お客さまへのご案内事項は、原則として、りゅうせきよりWebサービス・Webメールを通じてお知らせいたします。

(2)料金の計算方法

料金は、使用量に応じて、3(1)、(2)に定める表から、基本料金に使用量に応じて計算する従量料金を加えて計算します。なお、従量料金は原料価格の変動に応じて、原料費調整額を加算あるいは差し引きして計算します。原料費調整額の算定に使用する各月の原料費調整単価および平均原料価格は、毎月りゅうせきのホームページ等でお知らせいたします。また、お客さまが支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合は、りゅうせきは支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じてガス小売り供給約款に定める遅収料金を申し受けることがあります。

・料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から、当月の検針日の前日までの期間といたします。なお、検針日とは、託送約款等により、当該一般ガス導管事業者が、払出地点ごとに定例検針を行うことをあらかじめ定めた日といたします。ただし、お客さまがガスの使用を開始(もしくは解約)した場合は使用日数に応じて日割計算いたします。

・使用量は、当該一般ガス導管事業者が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によって使用量等を正しく計量できなかった場合は、お客さまとの協議によって定めます。

(3)料金の支払義務および支払期日

お客さまの料金の支払義務は、当該一般ガス導管事業者が計量した値をりゅうせきが受領し、りゅうせきにて料金の請求が可能となった日に発生します。

料金の支払期日は、原則として、請求日の翌日から起算して50日目といたします。

(4)料金の支払方法

料金は、口座振替、クレジットカード、その他りゅうせきの指定する方法のうち、お客さまにご指定いただいた方法でのお支払いとなります。ご利用いただけるお支払方法は、りゅうせき都市ガスホームページでご案内しております。ただし、新たに口座振替またはクレジットカードでのお支払いを希望された場合、手続きが完了するまでは振込みでのお支払いとなります。

(5)各種手数料

ガス料金とあわせて、次の手数料を請求いたします。

・振込み用紙等によりお支払いいただく場合、330円(税込)/月の手数料を申し受けます。

・検針票(領収証含む。)の郵送を希望する場合、220円(税込)/月の手数料を申し受けます。

5.供給ガスの熱量、圧力、燃焼性

りゅうせきは類別13Aのガスを供給いたしますので、13Aとされているガス機器が適合いたします。

(1)熱量　標準熱量;43.5メガジュール

(2)圧力 最高圧力;2.5キロパスカル 最低圧力;1,0キロパスカル
(3)燃焼性 供給ガスの属するガスグループ;13A
最高燃焼速度;47 最低燃焼速度;35
最高ウォッペ指数;57.8 最低ウォッペ指数;52.7

6.需要場所への立入りによる業務の実施

お客さまは、りゅうせきまたは当該一般ガス導管事業者が、次の業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
(1)開栓および閉栓のための作業
(2)危険発生防止周知および消費機器調査のための業務
(3)供給契約の成立、変更または終了等に必要な業務
(4)当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務
(5)その他保安上必要な業務

7.りゅうせきからの申し出によるガス小売り供給契約の解約

(1)お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、供給契約を解約することがあります。
・料金について支払期日を経過してなお支払われない場合
・他の契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
・りゅうせきが定めるガス小売供給約款およびお客さまがご契約の供給条件によって支払いを要することとなった料金以外の債務(遅収加算額、その他ガス小売供給約款およびお客さまがご契約の供給条件から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
(2)お客さまが次のいずれかに該当し、りゅうせきがその旨を警告しても改めていただけない場合には、供給契約を解約することがあります。
・お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
・りゅうせきが定めるガス小売供給約款およびお客さまがご契約の供給条件の内容に反した場合
(3)供給契約を解約させていただく場合には、文書等でお客様に通知いたします。
(4)(1)(2)により、りゅうせきが供給契約を解約する場合は、解約日に需給を終了させるための適当な処置(メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。)を行います。

8.供給契約消滅後の関係

お客さまは、当該一般ガス導管事業者が、供給契約の消滅後、ガスメーター等、当該一般ガス導管事業者所有の供給施設を、設置場所のお客さまの承諾をえて、引き続き置かせでいただくことがあることについて、承諾するものといたします。

9.保安に対するお客さまの協力

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。
(1)お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。この場合には、当該一般ガス導管事業者は、ただちに適当な処置をとります。
(2)ガスの供給または使用が中断された場合、りゅうせきまたは当該一般ガス事業者がお知らせする方法により、中断の解除のために、お客さまにマイコンメーターの復帰操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客さまは、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。
(3)お客さまは、11(3)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等の処置をとっていただきます。

(4)当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設またはガス機器について、お客さまに、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
(5)お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくは料金表に定めるガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合、りゅうせきを通じて、当該一般ガス導管事業者の承諾を得ていただきます。
(6)お客さまは、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーターについては、検針および検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
(7)当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。

10.供給の制限等

(1)りゅうせきまたは当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給を制限、停止もしくは中止していただくことがあります。
・託送約款等に定める託送供給の制限、停止もしくは中止の事由に該当する場合(当該一般ガス導管事業者が託送約款等に定める業務を実施するための需要場所への立入り等お客さまが正当な理由なく拒む場合等)
・災害等その他の不可抗力が生じた場合
・ガス工作物に故障が生じた場合または故障のおそれがあると認めた場合
・ガス工作物の点検、修理、取替、その他工事施工のため必要がある場合
・法令の規定による場合
・ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
・ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
・その他保安上必要がある場合
(2)(1)の場合には、りゅうせきまたは当該一般ガス導管事業者は、あらかじめその旨を広告その他適切な方法によってお客さまにお知らせすることがあります。

11.供給施設等の保安責任

お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。
(1)内管およびガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客さまの資産となるお客さま等が所有または占有する土地と道路との境界よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。
(2)当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
なお、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。
(3)当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管、ガス栓および昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査します。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査結果を、すみやかにお知らせします。

12.周知および調査業務

(1)りゅうせきは、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電磁的方法等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。
(2)りゅうせきはガス事業法令の定めるところにより屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸かし器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基

準に適合していない場合には、りゅうせきは、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせします。
(3)りゅうせきは、(2)の通知に係るガス機器について、ガス事業法令で定めるところにより、再び調査いたします。

13.お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。
(1)お客さまは、周知及び調査義務により、りゅうせきがお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
(2)お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊な消費機器を設置、若しくは撤去する場合又はこれらの消費機器の使用を開始する場合には、あらかじめりゅうせきの承諾を得ていただきます。また、りゅうせきは、これらの情報及び当該一般ガス導管事業者の保安業務に有益な情報等について、当該一般ガス導管事業者に通知いたします。
(3)お客さまは、ガス事業法第62条に基づき、所有及び占有するガス工作物に関して、次の事項を遵守していただきます。
・お客さまは、当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならない。
・仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは、保安業務に協力しなければならない。
なお、改修命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣から当該所有者及び占有者に協力するよう勧告されることがあります。

14.供給施設等の検査

お客さまは、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものといたします。
(1)お客さまは、りゅうせきを通じて、当該一般ガス導管事業者にガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。
(2)お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。

15.ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生し当該一般ガス導管事業者が緊急対応を実施した場合には、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報をりゅうせきに提供することについて、承諾するものといたします。

16.供給方法および工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法およびガス工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

17.工事費等に関する費用の算定方法

ガス工事に関するお客さまの費用負担についての詳細は、当該一般ガス導管事業者の託送供給約款及びガス工事約款によるものといたします。

18.その他

・上記に記載のない事項の取扱いは、りゅうせきが定めるガス小売供給約款およびお客さまがご契約の供給条

件によります。
・りゅうせきは、ガス小売供給約款およびお客さまがご契約の供給条件の内容を変更することがあります。その場合、原則として、りゅうせきよりWebサービス等を通じてあらかじめお知らせいたします。
・ガス小売供給約款およびお客さまがご契約の供給条件の内容は、りゅうせきのホームページで確認することができます。
・りゅうせきまたはお客さまが供給契約内容を変更または更新する場合、原則として、りゅうせきよりWebサービス等を通じて、変更または更新後の供給契約内容のみをお知らせいたします。なお、変更または更新とならないその他の事項については、お知らせを省略する場合があります。
・りゅうせきは、ガス小売供給約款およびお客さまがご契約の供給条件を終了することがあります。その場合、契約終了の6か月前までにあらかじめお知らせします。

19.各種お手続き、お問い合わせ

契約のお手続き、契約の解約、その他ご不明・お困りの点、お問い合わせがある場合は、各種お手続き・お問い合わせ先までご連絡ください。なお、ガス小売事業者の変更にともない供給契約を解約する場合は、当該一般ガス導管事業者への託送契約のお申し込みが必要となるためお早めにお申し込みください。

20.上記以外のプランごとの重要事項

■がんばLOWプラン(省エネ)

(1)加入要件
・2.(1)に加えて、家庭用として、風呂・給湯にエコジョーズ（家庭用潜熱回収型ガス給湯器）をご使用していること
・「がんばLOWプラン(省エネ)」の加入を希望される場合、別途当社窓口へのお申し込みが必要となります。

(2)精算
・がんばLOWプラン(省エネ)を適用されるお客さまが、エコジョーズ（家庭用潜熱回収型ガス給湯器）をご使用されずにガスを使用された場合、りゅうせきは、条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、料金表にもとづき料金として算定される金額と既に申し受けた料金との差額を申し受けることがあります。

(3)その他
・19.に加えて、エコジョーズ（家庭用潜熱回収型ガス給湯器）を取り外しされる場合は、りゅうせきに申し出いただきます。

◆ 電話によるお手続き お問い合わせ
電話番号:０９８－８５８－０６４９ （携帯電話、PHS もご利用いただけます。）
[受付時間:(平日)9:30～17:00]
◆ りゅうせきの Web サービスによるお手続き・お問い合わせ
お引越しのお手続きやご契約の変更などのお申し込みを承ります。

販売事業者 会社名: 株式会社りゅうせき 代表者名: 代表取締役社長 根路銘 剛宏
本社所在地:〒901-2123沖縄県浦添市西洲2-2-3 ガス小売事業者登録番号:L0002